

軽米町導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町は、中山間地域にありながら、広大な自然と良質な耕土に恵まれ、古くから農林業を基幹産業として発展してきた。さらに、二戸地域・久慈地域・八戸地域の三圏域のほぼ中央に位置していることから周辺市町村へのアクセスにも優れ、建設業なども栄えており、全国と比較しても農林業や建設業の割合が特に高い状況となっている。人口の年齢構成については、全国と比較すると年少人口及び生産年齢人口の割合は低く、老年人口の割合は高くなっている。

人口減少や少子化・高齢化が加速的に進み、労働力人口や国内需要が減少するなど、中小企業を取り巻く経済や社会の環境は厳しさを増している。町内424事業所（平成26年経済センサス）の9割以上が中小企業者であることから、経済情勢の影響を受けやすく、現状を放置すると町内の産業基盤が失われかねない。このような中、町内の中小企業者の生産性を抜本的に向上させ、後継者不足、施設・設備の老朽化などの問題に対応した事業基盤を構築し、後継者が引き継ぎたいと思えるような継続的な経営ができる企業にしていくことが喫緊の課題である。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画（以下「導入促進基本計画」という。）を策定し、町内中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、生産性の向上を推進し、継続的な企業経営と本町の経済発展に資することを旨とする。

これを実現するための目標として計画期間中に3件程度の生産性向上特別措置法第40条第1項の規定に基づく先端設備等導入計画（以下「先端設備等導入計画」という。）の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本町の産業は、基幹産業である農林業を中心に、建設業、製造業などの多様な業種の連関が経済・雇用を支えており、これらの各産業で広く中小企業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な業種の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本町の産業は、中心部を中心とした商工業のほか、農村部や山間部における農林業など、全ての産業において生産性向上の実現が必要であることから、本計画において対象とする地域は、町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本町の産業は、基幹産業である農林業を中心に、建設業、製造業などの多様な業種の連関が経済・雇用を支えており、これらの各産業で広く中小企業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な業種の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする業種は、全ての業種を対象とする。

また、生産性向上に向けた中小企業者の事業は、先端設備の導入による業務の効率化や自動化の推進、新商品の開発など業種によって多様な事業が想定される。したがって、本計画において対象とする事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備導入計画の計画期間は3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした先端設備等導入計画は認定の対象としない。

(2) 公序良俗に反する取組を行う中小企業者や反社会的勢力との関係が認められる中小企業者が申請する先端設備等導入計画は認定の対象としない。

(3) 町税等を滞納している中小企業者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(4) 先端設備導入計画が認定された中小企業者は、町が必要とした際には計画の進捗状況を報告することとする。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。